

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	母子・特定疾患担当	内線	2546

特定不妊治療費助成金の拡充

1 事業費	95,000	(100,000 → 195,000)
	【財源内訳】	【主な使途】
	国庫 80,000	扶助費 95,000
	一般財源 15,000	

2 背景・現状

不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われ、年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子である。昨今の厳しい経済状況の中、特定不妊治療には高額な医療費がかかるため、子どもを望んでいても経済的な理由から治療を断念せざるを得ない状況にある。

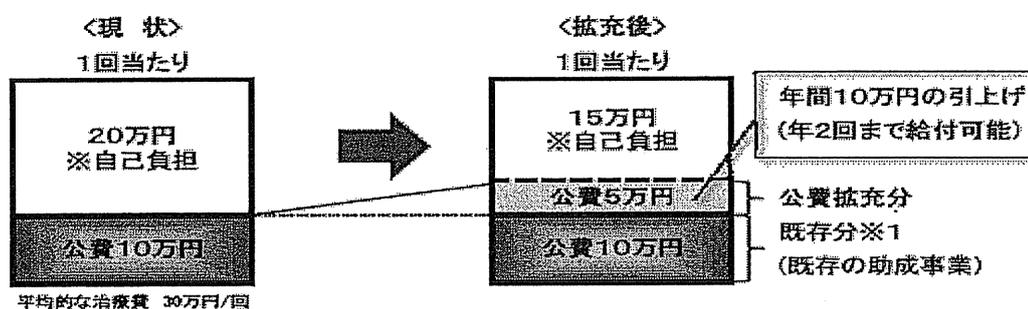
3 事業目的

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、治療者の経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。

4 事業内容

特定不妊治療費を、1年度当たり1回15万円(年2回)通算5年間支給する。

- ・対象治療法：特定不妊治療・・・体外受精及び顕微授精
- ・対象者：県内に住所を有し、戸籍上の夫婦で特定不妊治療を受けた者
前年所得額が夫婦合算で730万円未満の者



- ※1 特定不妊治療費助成事業
 ○特定不妊治療(顕微授精・体外受精)が対象
 ○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 ○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)

(款) 4 衛生費 (項) 4 保健予防費 (目) (3) 母子保健指導費
 (明細書事業名) ○母子行政等推進費
 母子行政等指導費